

岐阜県公報

目次

告示

道路の区域変更
道路の供用開始

(道路維持課)二八五
(同)二八六

公示

落札者等に関する公示
指定管理者の変更の届出
土地改良区役員の退任及び就任
土地改良区の定款の変更認可

(市町村課)二八七
(地域スポーツ課)二八七
(可茂農林事務所)二八七
(同)二八八

告示

岐阜県告示第二百十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年五月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月十五日

岐阜県知事 古田 肇

第 百 三 号
令和二年五月十五日

(金曜日)

道路の種類	路線名	区間	区域の変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	美岐濃卓線	岐阜市大字加野字辻下一八九六番一地先から同市溝口童子一五〇番五地先まで 岐阜市大字加野字宮東六六七番一地先から同市溝口童子一四七番地先まで 岐阜市大字加野字宮東六六七番一地先から同市溝口童子一四七番地先まで	前 A 後 B	六・二 四・〇 一・〇	一、二六・〇 一、〇七・〇 一、〇七・〇	A B 係に及ぶ は図面を 表示する に於いて 分地を う。

岐阜県公報

毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(休日に当たる)
(ときは翌日)

令和二年五月十五日

岐阜県告示第二百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年五月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
一般国道	二百四十八号	多治見市若松町四丁目一番二地先から市光ヶ丘二丁目六四番地先まで	前	三三・二五 四四・五	九三〇	
			後	二七・二五 五〇	九三〇	

岐阜県告示第二百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年五月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長	供用開始の期日	備考
			（メートル）		（区域の変更又は告示年月日ほか）

羽島市正木町曲利字中区二二八番一地先から同市同町同字同二二七番一地先まで

二五・五

令和 二・五・一五

平成 三〇・三・二六

岐阜県告示第二百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年五月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長	供用開始の期日	備考
県道	海安津八線	海津市海津町福岡字大道下揖斐川左岸堤防敷地先（二二二番一）から同市同町西小島字村前揖斐川左岸堤防敷地先（七二四番四）まで	一、〇〇〇・〇	令和 二・五・一五	（区域の変更又は告示年月日ほか）
					令和 元・二・一三

岐阜県告示第二百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年五月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)
県道	多治見線 白川線	可児市桂ヶ丘二丁目一〇七番 二地先から 同 市久々利柿下入会字柿下 山三番四六八地先まで	一四六・〇	令和 二・五・一五	令和 元・二・三

公 示

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和二年五月十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県ネットワークの回線使用、監視及び保守業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第14条第1項第1号該当
令(平成7年政令第372号)第14条第1項第1号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 令和2年4月1日
- 5 契約の相手方の氏名及び住所 地方公共団体情報システム機構
理事長 吉本 和彦

岐阜県十代田区一丁目25番地

6 契約金額 64,581,237円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜県建設部の建築部
- (2) 所在地 岐阜県十代田区一丁目25番地

○指定管理者の変更の届出

岐阜県都市公園条例(昭和三十七年岐阜県条例第四十一号)第九条の二第四項、岐阜県長良川球技場条例(平成二年岐阜県条例第三十三号)第九条第五項及び岐阜県スポーツ科学センター条例(平成二十八年岐阜県条例第四十八号)第十一条第五項の規定により、岐阜メモリアルセンター、岐阜県長良川球技場及び岐阜県スポーツ科学センターの指定管理者である公益財団法人岐阜県体育協会から変更の届出があったので、岐阜県都市公園条例第九条の八、岐阜県長良川球技場条例第十五条及び岐阜県スポーツ科学センター条例第十七条の規定により、次のとおり公示する。

令和二年五月十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 変更のあった事項

団体の名称

- (変更前) 公益財団法人岐阜県体育協会
- (変更後) 公益財団法人岐阜県スポーツ協会

二 変更年月日

令和二年四月一日

土地改良区役員の変更及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和二年五月十五日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
七宗町木曾川右岸用水土地改良区	令和 二・三・三	理事	井 戸 敬 二	加茂郡七宗町上麻生二五四〇番地二
		同	鈴 木 眞 平	加茂郡七宗町上麻生 一六八二番地
		同	後 藤 富 雄	加茂郡七宗町上麻生 一八二二番地
		同	朝 日 政 利	加茂郡七宗町上麻生一九三〇番地一
		同	長 谷 川 英 治	加茂郡七宗町上麻生二七〇六番地一
		監事	渡 邊 幸 雄	加茂郡七宗町上麻生 一六四二番地
		同	後 藤 洋 治	加茂郡七宗町上麻生 一九三九番地

就任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
七宗町木曾川右岸用水土地改良区	令和 二・四・一	理事	井 戸 敬 二	加茂郡七宗町上麻生二五四〇番地二
		同	鈴 木 眞 平	加茂郡七宗町上麻生 一六八二番地
		同	長 谷 川 賢 治	加茂郡七宗町上麻生 一七一一番地
		同	朝 日 政 利	加茂郡七宗町上麻生一九三〇番地一
		同	長 谷 川 英 治	加茂郡七宗町上麻生二七〇六番地一
		監事	渡 邊 幸 雄	加茂郡七宗町上麻生 一六四二番地
		同	後 藤 洋 治	加茂郡七宗町上麻生 一九三九番地

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和二年五月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	認可年月日
--------	-------

七宗町木曾川右岸用水土地改良区

令和二・四・二七

令和二年五月十五日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社